

令和6年9月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

主な概要は下記の通りであり、詳細は国通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

○季節性インフルエンザワクチンの供給予定量は、本年8月時点で約2,734万本（インフルエンザHAワクチンの場合は1mLを1本に換算、経鼻弱毒生ワクチンの場合は0.2mLを1本に換算）の見込み（別紙1）であり、近年の使用量を超える供給量が見込まれていること。  
・今年度は9月第5週（週を数える基準日は金曜日）の時点で約1,820万本が、10月第4週の時点で約2,734万本が出荷可能と見込まれており、比較的早期に供給されるスケジュールとなっていること（別紙2）。

○新型コロナワクチンの供給予定量は、令和6年8月時点で約3,224万回分の見込み（別紙3）であり、令和5年秋開始接種の使用量を超える供給量が見込まれていること。  
・今年度は9月第5週の時点で約1,238万回分が出荷可能と見込まれていること（別紙4）。

○インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期的予防接種の対象者は、65歳以上の者並びに60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者であること。

○13歳以上の者に係るインフルエンザHAワクチンについては、いずれの製造販売業者の製品においても、用法・用量は「13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1～4週間の間隔において2回注射する。」とされていること。

・世界保健機関では、季節性インフルエンザワクチン（不活化ワクチンに限る）の用法について、9歳以上の小児及び健康成人に対しては「1回注射」が適切である旨の見解が示されており、定期的予防接種は1回接種とされていること。

○ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されていること。

- ・同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めること。
- ・このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使用上の注意に従って適正な使用を行うこと。

○各都道府県においては、市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくこと。

- ・卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）で把握することが可能な体制
- ・ワクチンの偏在等があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- ・接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
- ・市区町村との連携の方法及び役割分担

○ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供を早期に行うこと。

○ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意すること。

- ・医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めると等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎むこと。
- ・ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、また、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいとされていること。
- ・卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行うこと。
- ・卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。
- ・卸売販売業者は、昨年度に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、配慮すること。

○ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して、一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

○接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。  
・「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和6年3月7日付日医発第2151号（技術）（保険）参照）の返品の扱いについて参照すること。

○卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮すること。

○都道府県はワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、管内関係者の取り決めも踏まえ、地域間の融通等を行うこと。

・ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行うこと。

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2024ken2\\_1080.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2024ken2_1080.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)